

## 行政処分の公表

当社は、平成28年3月に中国運輸局より、下記の行政処分を受けました。

今回の行政処분을厳粛に受け止め、今後法令の遵守及び輸送の安全確保を徹底し、全社員一丸となり再発防止に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 株式会社中国バス 福山営業所（乗合事業）

##### 1) 監査日

平成 27 年 11 月 10 日 及び 平成 27 年 12 月 24 日

##### 2) 行政処分の内容

輸送施設の使用停止（50日車）及び文書警告

##### 3) 当該処分にに基づき講じた対策

- ①事業計画及び運行計画に定める業務の確保するための適切な措置を行う。
- ②運転者の過労運転を防止するための適切な措置を行う。
- ③点呼の記録を確実にを行い記録不備をなくするため適切な措置を行う。
- ④運転者に対する適切な指導及び監督を確実に実施するため適切な措置を行う。
- ⑤特定の運転者に対し適性診断を受診するため適切な措置を行う。

##### 4) 行政処分を受けた日

平成 28 年 3 月 17 日

以上

## 行政処分の公表

当社は、広島空港発三原棧橋行き路線バスが、一部運行において三原駅前で運行を打ち切り、三原駅前から三原棧橋までの区間を運行していなかったことを端緒とし、中国運輸局の監査を受け、平成 28 年 1 月に以下の行政処分を受けました。

今回の行政処분을厳粛に受け止め、今後法令の遵守及び輸送の安全確保を徹底し、全社員一丸となり再発防止に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 株式会社中国バス 尾道営業所（乗合事業）

##### 1) 監査日

平成 27 年 8 月 26 日 及び 平成 27 年 10 月 16 日

##### 2) 主な違反の条項

道路運送法第16条第1項及び道路運送法第27条第2項

##### 3) 行政処分の内容

輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告

##### 4) 当該処分にに基づき講じた対策

- ①運行途中での打ち切りを防止するための適切な措置を行う。
- ②運転者の過労運転を防止するための適切な措置を行う。
- ③運転者に対する適切な指導及び監督を確実に実施するため適切な措置を行う。
- ④運転者に対する適切な指導及び監督を行った旨の記録を確実にを行い、記録不備をなくすため適切な措置を行う。

##### 5) 行政処分を受けた日

平成 28 年 1 月 6 日

以上

## 行政処分の公表

当社は、平成 25 年 6 月に労働局より自動車運転者の労働状況改善のための通報があったことを端緒とし、中国運輸局の監査を受け、平成 25 年 12 月に以下の行政処分を受けました。

今回の行政処분을厳粛に受け止め、今後法令の遵守及び輸送の安全確保を徹底し、員一丸となり再発防止に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 株式会社中国バス 尾道営業所（乗合事業）

##### 1) 監査日

平成 25 年 6 月 13 日

##### 2) 主な違反の条項

道路運送法第 27 条第 1 項

##### 3) 行政処分の内容

輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告

##### 4) 当該処分にに基づき講じた対策

- ①運転者に対して過労運転を防止するための適切な措置を行う。
- ②点呼の記録を確実にし記録不備をなくするため適切な措置を行う。
- ③乗務等の記録の記載事項の不備をなくするため適切な措置を行う。

##### 5) 行政処分を受けた日

平成 25 年 12 月 25 日

以上

## 行政処分の公表

当社は、平成 25 年 6 月に労働局より自動車運転者の労働状況改善のための通報があったことを端緒とし、中国運輸局の監査を受け、平成 25 年 11 月に以下の行政処分を受けました。

今回の行政処분을厳粛に受け止め、今後法令の遵守及び輸送の安全確保を徹底し、員一丸となり再発防止に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 株式会社中国バス 福山営業所（乗合事業）

##### 1) 監査日

平成 25 年 6 月 6 日

##### 2) 主な違反の条項

道路運送法第 27 条第 1 項

##### 3) 行政処分の内容

文書警告

##### 4) 当該処分にに基づき講じた対策

- ①運転者に対して過労運転を防止するための適切な措置を行う。
- ②点呼の記録を確実にいき記録不備をなくするため適切な措置を行う。
- ③乗務等の記録の記載事項の不備をなくするため適切な措置を行う。

##### 5) 行政処分を受けた日

平成 25 年 11 月 26 日

以上

## 行政処分の公表

当社は、平成 25 年 6 月に労働局より自動車運転者の労働状況改善のための通報があったことを端緒とし、中国運輸局の監査を受け、平成 25 年 11 月に以下の行政処分を受けました。

今回の行政処분을厳粛に受け止め、今後法令の遵守及び輸送の安全確保を徹底し、員一丸となり再発防止に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 株式会社中国バス 福山営業所（貸切事業）

##### 1) 監査日

平成 25 年 6 月 6 日

##### 2) 主な違反の条項

道路運送法第 27 条第 1 項

##### 3) 行政処分の内容

文書警告

##### 4) 当該処分にに基づき講じた対策

- ①運転者に対して過労運転を防止するための適切な措置を行う。
- ②点呼の記録を確実にし記録不備をなくするため適切な措置を行う。
- ③乗務等の記録の記載事項の不備をなくするため適切な措置を行う。

##### 5) 行政処分を受けた日

平成 25 年 11 月 26 日

以上

## 行政処分の公表

当社は、平成 25 年 5 月に 7 日間の車検切れ運行を惹起し、中国運輸局の監査を受け、平成 25 年 8 月に以下の行政処分を受けました。

今回の行政処분을厳粛に受け止め、今後法令の遵守及び輸送の安全確保を徹底し、全社員一丸となり再発防止に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 株式会社中国バス 三次営業所（乗合事業）

##### 1) 監査日

平成 25 年 5 月 30 日

##### 2) 主な違反の条項

道路運送法第 27 条第 1 項及び車両法第 49 条、第 58 条 1 項

##### 3) 行政処分の内容

輸送施設の使用停止（95日車）及び文書警告

##### 4) 当該処分にに基づき講じた対策

- ①運転者に対して過労運転を防止するための適切な措置を行う。
- ②点呼を確実に実施するため適切な措置を行う。
- ③点呼の記録を確実にを行い記録不備をなくするため適切な措置を行う。
- ④乗務等の記録の記載事項の不備をなくするため適切な措置を行う。
- ⑤事業用自動車の点検整備を行い適切な車両管理を行う。

##### 5) 行政処分を受けた日

平成 25 年 8 月 5 日

以上